

SDGs チャレンジステップアップ事業支援

業務委託

特記仕様書

令和7年6月

薩摩川内市

第1章 総則

(適用)

第1条 この特記仕様書は、薩摩川内市（以下「本市」という。）が発注するSDGsチャレンジステップアップ事業支援業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(本業務の趣旨)

第2条 本市では、令和3年6月8日に、市長が「薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言」を実施し、2030年SDGsの達成と2050年カーボンニュートラルの達成に向けて取り組むこととしている。令和4年5月20日には、国（内閣府）のSDGs未来都市に選定され、今後さらにSDGs及びカーボンニュートラルの達成に向けて、市民総ぐるみで取り組む機運醸成と取組の加速化を図るため、本業務を実施する。

(目的)

第3条 SDGs・カーボンニュートラルの推進（以下、「SC政策」という。）に当たっては、行政だけの活動には限界があり、市民、地域、学校、事業者など、あらゆるステークホルダーと連携した取組が必要である。そのため、本市におけるSC政策の達成に繋がる取組全体を一つのパッケージとして、「薩摩川内SDGsチャレンジ」を合言葉に、その取組の裾野を広げていく。

本業務においては、2050年カーボンニュートラルの達成とSDGsを起爆剤とした持続的発展を両立していくため、行政だけでなく、あらゆるステークホルダーと一体となり、SC政策を市民生活レベルの取組に落とし込みながら、チーム薩摩川内で取り組む機運醸成の継続と、「薩摩川内SDGsチャレンジパートナー」を始めとする様々なステークホルダーの取組を横展開し、SDGs及びカーボンニュートラルの達成に向けた取組の加速化及び新たな取組の創出を目的とする。なお、令和7年度末には、SC政策を自ら推進する民間人材を年間300名育成し、薩摩川内SDGsチャレンジパートナーに登録する企業・団体が年間50者増加することを目指す。

※ 別紙1：本市SDGs事業の概要（本市SDGs未来都市提案概要より抜粋）。本業務は、別紙1のうち、「実現チャレンジ：チーム薩摩川内」に該当

(対象範囲)

第4条 本業務の対象範囲は、薩摩川内市全域とする。

(履行期間)

第5条 契約締結日から令和8年3月19日（木）までとする。

(受注者の義務)

第6条 受注者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、

本仕様書及び関係法令、基準、規定等を厳守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。

- 2 本仕様書及び添付図書は、本業務に必要な基礎的事項のみを示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任を持って充足しなければならない。
- 3 受注者は、本業務の実施に当たり、発注者と詳細な協議を行い、発注者の承認を受けた後、作業を進めるものとし、発注者と密接な連絡を取り業務を遂行しなければならない。

(関係法規等)

第7条 本業務の実施に当たっては、本仕様書のほか、国・県・市等の上位計画、指導・通達との整合を図るものとする。

(秘密の厳守)

- 第8条 受注者は、本業務で知り得た全ての事項について秘密を厳守し、発注者の承認なしに他に漏らしたり、転用したりしてはならない。
- 2 受注者は、成果品を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りではない。

(疑義)

第9条 受注者は、本業務について不明な点又は疑義が生じた場合は、発注者の指示を受けることとし、その時期を逸して、業務遂行に当たり手戻りが生じないようにしなければならない。

(業務計画書)

第10条 受注者は、契約締結後、業務の着手に先立ち、次の各号に掲げる関係書類を遅延なく監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。また、業務の区切りにおいて、調査の進捗を逐次報告するものとする。

- (1) 業務内容等
- (2) 実施方針
- (3) 工程表
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 連絡体制
- (7) 成果品
- (8) その他

(協議)

第11条 業務着手時及び実施中における協議及び打合せは、綿密に行うものとし、業務

実施中における協議は、発注者の指示又は受注者からの申入れにより、随時実施するものとする。

- 2 受注者は、その協議事項について記録し、次回の打合せの際、相互に確認するものとする。
- 3 業務着手時及び成果品の納品時には、監督職員及び受注者の責任者が立ち会うものとする。

（市の各種事業との連携及び再委託）

第12条 受注者は、本業務の実施に際し、市が実施する各種事業との連携を図るものとする。また、再委託を行う場合は、主たる業務を除くものとし、発注者の承諾を得ることとする。

（図書の貸与）

- 第13条 受注者は、業務の実施に際し、必要な図書資料等を所定の手続きによって借り受けるものとする。
- 2 受注者は、貸与された関係書類を外部に漏らしてはならず、業務の完了後速やかに発注者に返還しなければならない。
 - 3 受注者は、業務に文献等その他の資料を引用する場合、その出典名を必ず明記することとする。

（不測の事態の発生）

第14条 本業務の遂行中、不測の事態（事故、地域住民とのトラブル等）が発生した場合は、速やかに発注者に連絡を取り、指示を仰ぐものとする。

（安全管理）

第15条 本業務を遂行するに当たり、関係法規・法令等を遵守し、安全管理については十分に注意するものとする。

（契約変更）

- 第16条 本業務は、本業務内で想定するリスク（工期内における業務費（設計費を含む。）の増加又は工期延長を招く不確定要因）を洗い出し、業務計画において、その性質を把握することとする。
- 2 感染症の拡大などにより、計画していた業務を実施できない場合や実施回数の変更、実施方法の変更などが生じた場合には、双方協議を行い、契約内容や契約金額の変更を行う可能性がある。
 - 3 なお、発注者から変更指示した場合、発注者がリスクを負担すべき事象が発生した場合等（天候不良、自然災害等）を除き、原則、契約金額の変更は行わない。

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者		備考
		市	受注者	
業務の遅延	関係機関協議等に時間を要し、工程が遅延した場合	△	△	双方協議
	本業務の実施中に、市民トラブルが生じ、当該トラブルによる業務遅延等		○	
本事業の中止・延期	市の施策方針転換に伴う業務の変化等	○		政策変更等によるもの
追加業務等	本業務を実施中に、新たな業務等が追加になった場合	△	△	双方協議
	市民、地域団体などの意見等により、追加業務が必要となった場合	○		
データ提供	本業務の実施に当たり、必要な各種行政データの提供に遅れがあった場合	○		
不可抗力リスク	暴風・豪雨・洪水・地震・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒乱・暴動その他の人為的な現象によるもの。ただし、自然災害に関しては、各種事業の計画段階で想定している範囲のものは除く。	○	△	

○：リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負う。

△：リスクが顕在化した場合の負担が、原則として主負担者に比べて小さい。

（発注者側の審査）

第17条 発注者は、本業務の実施に当たり、企画資料等の諸情報を活用しながら、質の高い業務遂行が行われるよう努めるとともに、成果品等の審査を実施しなければならない。

（検 査）

第18条 受注者は、成果品の引渡しに当たっては期限を遵守し、かつ検査を受けなければならない。

2 受注者は、成果品の検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。

3 受注者は、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において、所要の修正等を行わなければならない。

第2章 業務内容

（業務項目）

第19条 業務項目については、次のとおりとする。

(1) 発注者との打合せ及び共通事項

- ア 受注者は、業務の実施に際して、発注者と綿密に打合せを行うこと。
- イ 各業務で作成した資料、データの著作権は市に帰属し、最終的に成果品として、市に提出すること。なお、著作権を受注者と共有する場合は、別途協議を行う。
- ウ 各業務の企画と運営方法等は、双方協議の上、決定するものとする。
- エ 各業務の今年度の成果をアンケート調査や統計データで把握した上で、来年度以降の業務企画に反映するものとする。
- オ 本業務で作成する成果物等には、「薩摩川内SDGsチャレンジ」ロゴマークを使用すること。

(2) SC政策人材育成推進事業

① 職員研修会の開催

- ア 各担当業務とSC政策の紐づけを容易に行い政策広報に繋げるなど、より多くの市職員がSC政策スキルを取得し、民間を含めたSC政策推進の機運醸成と政策目標を達成するために「SDGsチャレンジ職員勉強会（以下「本勉強会」という。）」を実施する。
- イ 本勉強会は令和7年9月～令和7年10月の間に、本庁において3時間以内で1日間（午前・午後）開催するものとする。なお、開催にあたっては、リアル開催を必須とするが、講演など一部はオンライン会議との併用も可能とする。
- ウ 対象は、主任補職の職員とし、約60名を予定している。
- エ 本研修会により、令和7年度末には各部局におけるSC政策がより多くの市民に認識していただけることを目標とする。

② 市民勉強会の開催

- ア 市民勉強会（SDGsチャレンジスクール。以下「本スクール」という。）の実施
 - (ア) 開催は市内イベント会場でのブース出展WS×2回とする。
 - (イ) 勉強会の内容は、座学のみならず、体験型を含め、子どもから大人まで幅広い世代の方が参加できる内容とする。また、WSの最後に課題を設けるなどで、参加者がSDGsについて「自分事」と考えるきっかけとし、実践につなげるようなものとする。
 - (ウ) 本スクールの企画と運営方法は、双方協議の上、決定する。なお、運営に要する費用は、受注者が負担するものとするが、このうち市有施設で実施する場合は、会場使用料は不要とする。
 - (エ) 参加者には、薩摩川内市デジタル地域通貨プラットフォームである「つんPay」内で使用できる「SDGsチャレンジ市民勉強会ポイント」を付与するため、円滑な付与スキームを構築すること。なお、「SDGsチャレンジ市民勉強会ポイント」に係る予算は、発注者が負担する。
- イ 本勉強会により令和7年度末には、SC政策を自ら推進する民間人材（キーパーソン）を育成することを目指す。

(3) SDG s チャレンジプロモーション事業

① 広報事業

ア 市内全域に効果的にSC政策の普及啓発を行うため、「薩摩川内SDG s チャレンジ」を合言葉に、各種プロモーションを行い、本業務により、SDG s チャレンジに関する記事をSNS及びYouTubeにおいて延べ2万5千人以上が閲覧することを指すものとする。

イ エピソードコラムの作成

- (ア) 市内でSDG sに取り組んでいる事業者等を取りあげたエピソードコラムをwebコラムで3本作成する。
- (イ) 「地産地消」の普及啓発を目的とした動画を1本作成する。
- (ウ) Instagramを活用して、各事業のイベント周知などを行い、「薩摩川内SDG s チャレンジ」の取組を効果的に発信すること。なお、Instagramへの掲載は受注者が行うこととする。
- (エ) SNS掲載用の写真撮影の際には「薩摩川内SDG s チャレンジ」の取組であることが分かるようにする撮影すること。
(例) 市のロゴマークが記載されたボード等を作成し、合わせて撮影する
- (オ) エピソードコラム(webコラム及び動画)及びSNS掲載用の写真の総集編の動画を1本作成すること。

ウ 薩摩川内SDG s チャレンジロゴマークバッジの作成

- (ア) 薩摩川内SDG s チャレンジロゴマークバッジを500個作成すること。
- (イ) バッジについて、ピンバッチ型もしくはマグネット型とすること。
- (ウ) 作成したノベルティについては、今後ワークショップ等の参加者に配布することを検討している。

(4) SDG s チャレンジパートナー拡大事業

ア 本市の「SDG s・カーボンニュートラル登録制度」において、SDG s及びカーボンニュートラルに取り組むことを宣言した企業・団体等である「薩摩川内SDG s チャレンジパートナー」のSDG sに対する理解度の向上とパートナー間の情報交換、交流を目的とした事業を行い、SDG sの取組の加速化及び新たな取組の創出を目指すとともにパートナー登録拡大を促進すること。

- (ア) SDG sについて理解し、企業・団体視点での取組についての考えを深めるための交流会(企業・団体の連携を促進するための講義およびWSの開催(3時間程度×2回))。
なお、講義においては、自治体や企業へのSDG sに関するアドバイザー経験のある者を講師として招聘すること。
- (イ) 開催については、リアル会議を必須とするが、講演の一部についてはオンライン会議との併用も可能とする。
- (ウ) 幅広い業種のパートナーが参加可能であり、かつ、参加したパートナーの社

会的評価の向上を目指し、ひいては、パートナー登録に対する付加価値の創出につながる内容とすること。

イ 本事業の企画と運営方法は、双方協議の上、決定する。なお、運営に要する費用は、受注者が負担するものとするが、このうち市有施設で実施する場合は、会場使用料は不要とする。

ウ 本事業に係る周知製作物は、受注者が作成する。

(成果品の提出)

第20条 本業務の全てが完了した後、受注者は、次の成果品を作成・準備の上、発注者に提出しなければならない。

- (1) 本業務内容に関するレポート資料一式（報告書） 本冊 3部 カラー
- (2) 本業務内容に関するレポート資料一式（報告書） 電子データ 一式
- (3) 本業務において作成、使用等したデータ 一式
- (4) その他、発注者が指示したもの 一式

※ 成果品の作成に当たっては、本仕様書や監督職員の指示に従うこと。

2 受注者は、本業務に係る完成通知書とともに、前項各号に示した成果品を、発注者に提出するものとする。なお、提出場所については、薩摩川内市企画政策課とする。

重点戦略プラン

